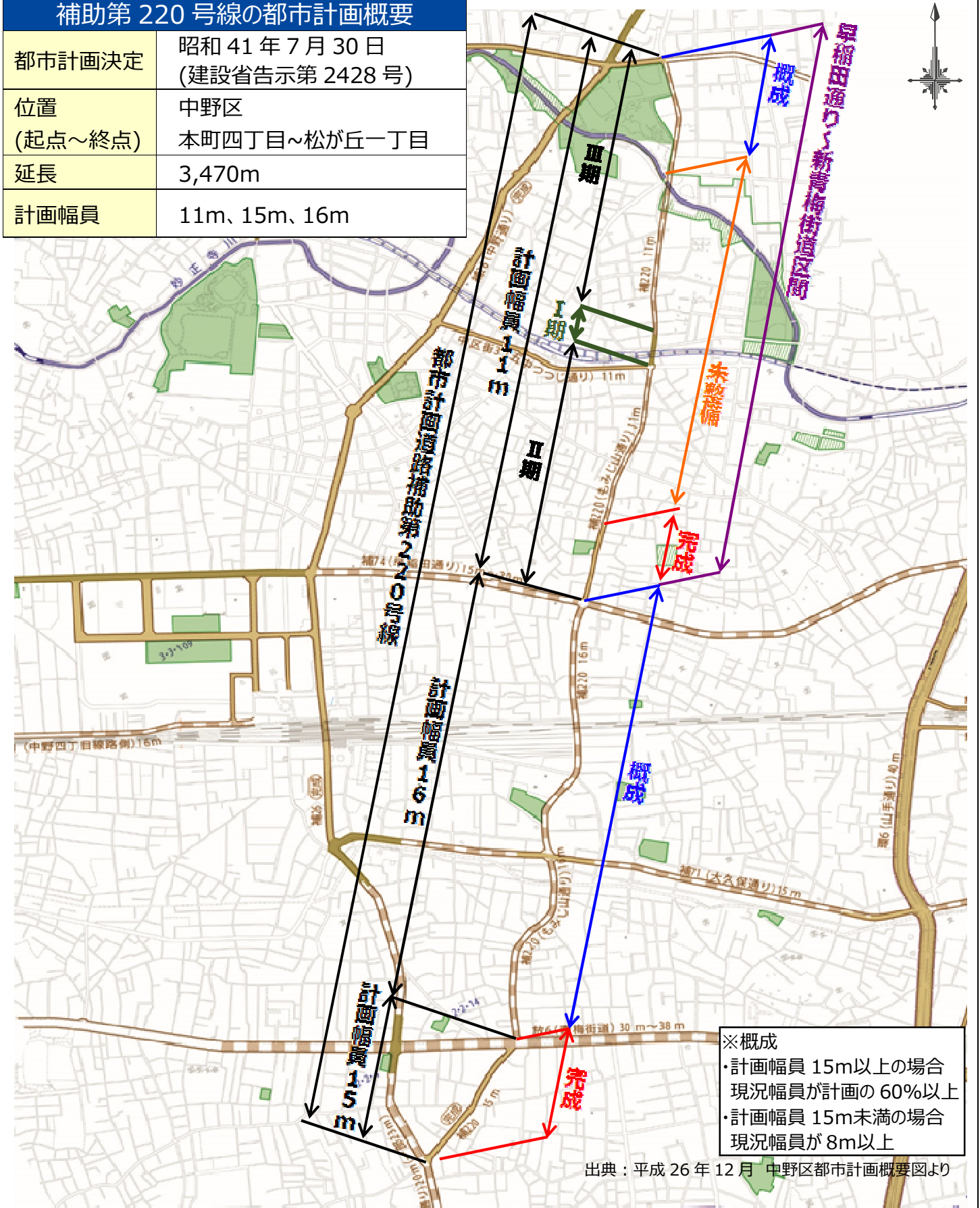


# 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 220 号線

(早稲田通り~新青梅街道区間 I 期 (西武新宿線鉄道交差部)・II 期)  
事業概要

## 補助第 220 号線の都市計画概要

都市計画決定	昭和 41 年 7 月 30 日 (建設省告示第 2428 号)
位置 (起点~終点)	中野区 本町四丁目~松が丘一丁目
延長	3,470m
計画幅員	11m、15m、16m



※概成  
 ・計画幅員 15m 以上の場合  
 現況幅員が計画の 60% 以上  
 ・計画幅員 15m 未満の場合  
 現況幅員が 8m 以上

# 補助第 220 号線の位置づけ

中野区都市計画  
マスタープラン  
(H21年4月)

- 「マスタープランでの位置づけ」
- 補助幹線道路軸
  - 補助幹線道路沿道地区
  - 一般延焼遮断帯

西武新宿線沿線  
まちづくり計画  
(H21年11月)

- 「まちづくり方針」
- 駅周辺の魅力化
  - 駅前の交通利便性の向上
  - 商店街の活性化
  - 災害に強い市街地へ改善
  - 歴史文化資源の保全と活用

西武新宿線沿線  
まちづくり整備方針  
(H27年9月)

- 「地区の将来像」  
歴史文化の薫りを求めて、誰もがゆっくり散策できるまち
- 「実現のための施策」
- ① 新たなにぎわいの創出
  - ② 交通基盤の強化
  - ③ 防災性の向上
  - ④ 自然や歴史文化資源を活用したまちづくり

# 新井薬師前駅周辺地区の地区整備方針図



# 補助第 220 号線の必要性と整備効果

## 南北道路ネットワークの形成

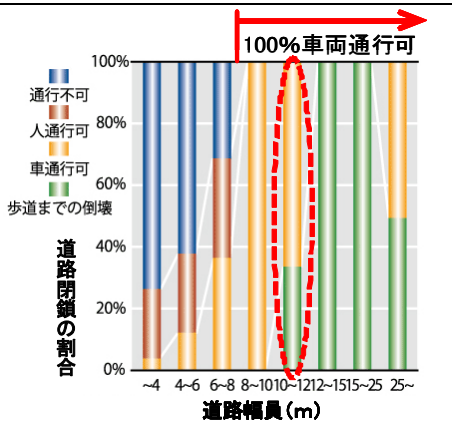


## 周辺交通環境の改善



## 防災まちづくりへの貢献

### 緊急車両の通行空間確保



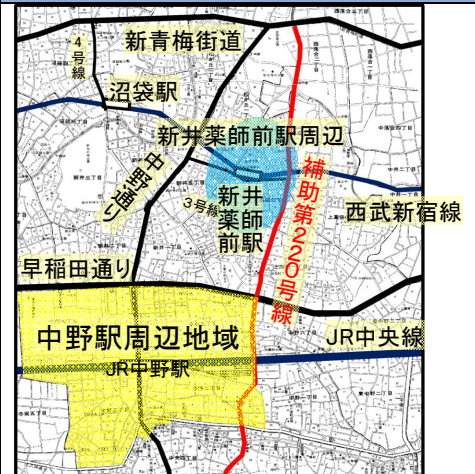
都市整備研究会 道路幅員と道路閉鎖の関係より

### 避難場所へのアクセス性向上

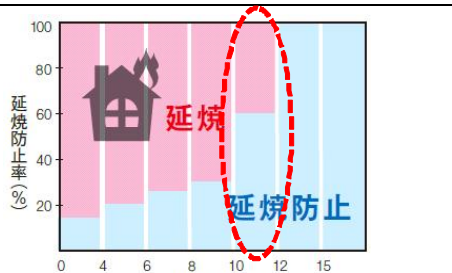


東京都 地震に関する地域危険度測定調査より

## 周辺地域との交通の繋がりの強化

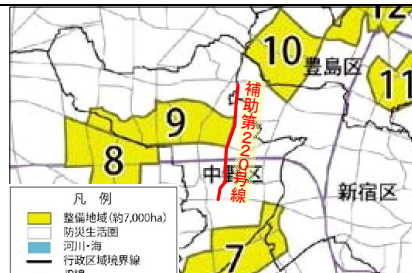


### 延焼遮断帯による防災性の向上



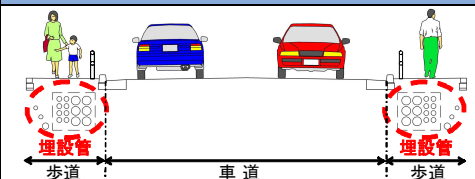
国交省 道路幅員別の延焼防止率より

### 地域防災に資する道路



東京都 防災都市づくり推進計画より

### ライフラインの導入空間の確保

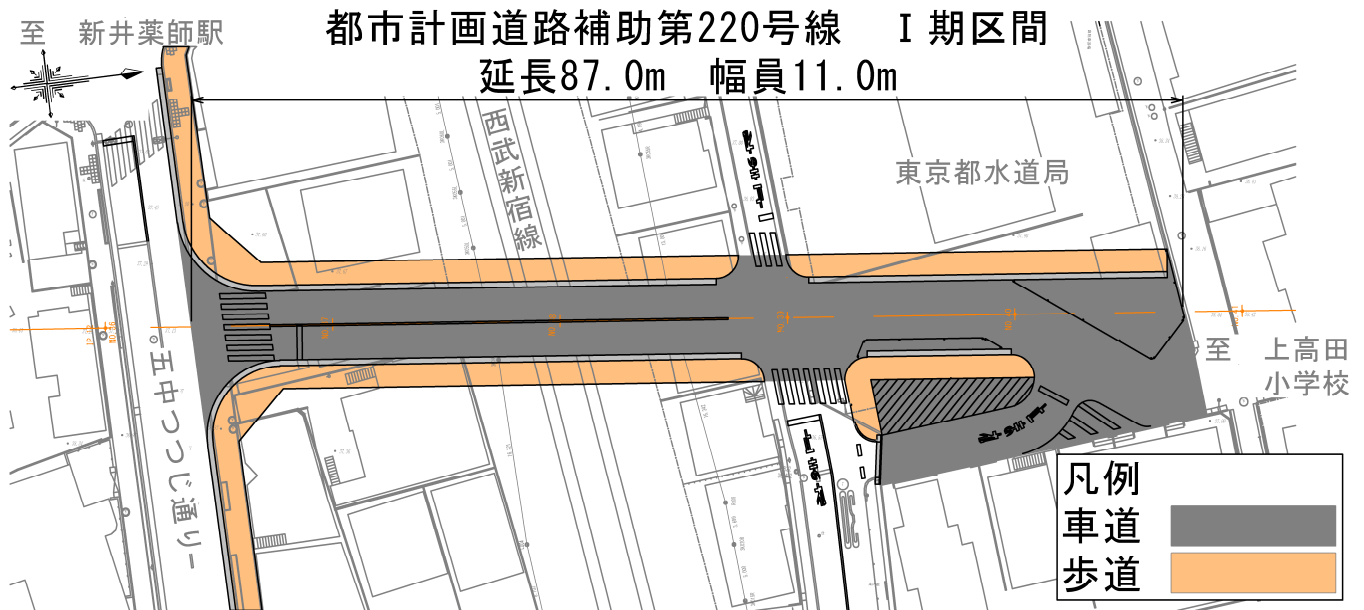


## 補助第 220 号線事業認可区間（I 期区間）の概要

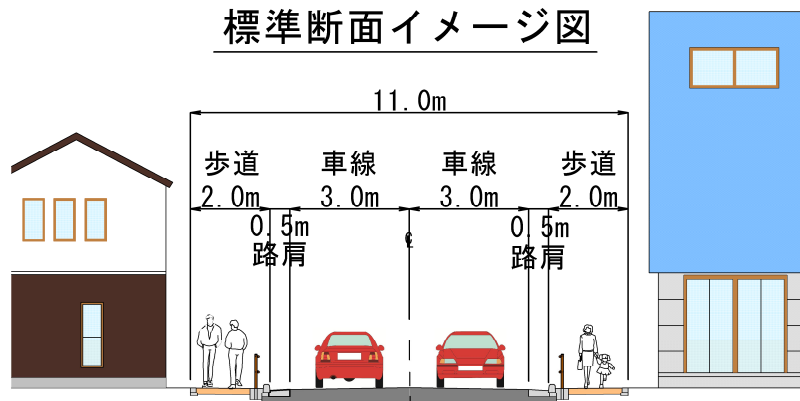
事業認可日	平成 27 年 12 月 8 日（東京都告示第 1754 号）
施行者の名称	中野区
都市計画事業の種類および名称	東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 220 号線
事業地	中野区上高田四丁目及び上高田五丁目各地内 （事業区間 上高田四丁目 48 地先～上高田五丁目 36 番先） （五中つつじ通り～線路北側付近）
延長	87m
幅員および道路横断構成	11m（車線 3.0m、路肩 0.5m、歩道 2.0m、2 車線）
事業期間	平成 27 年 12 月 8 日～令和 12 年 3 月 31 日

### 設計概要図および標準断面イメージ図

#### 設計概要図



#### 標準断面イメージ図



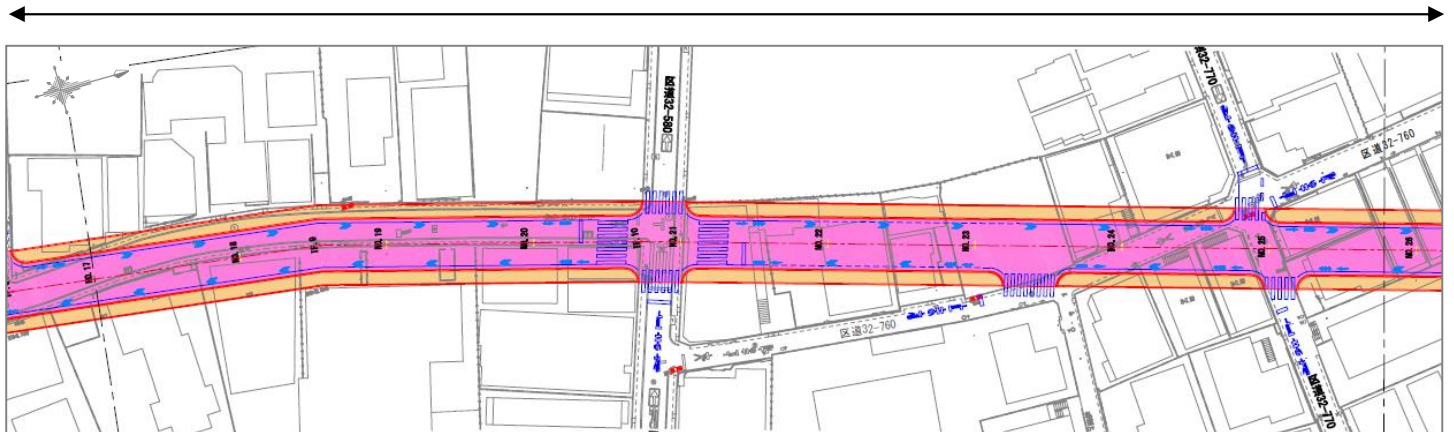
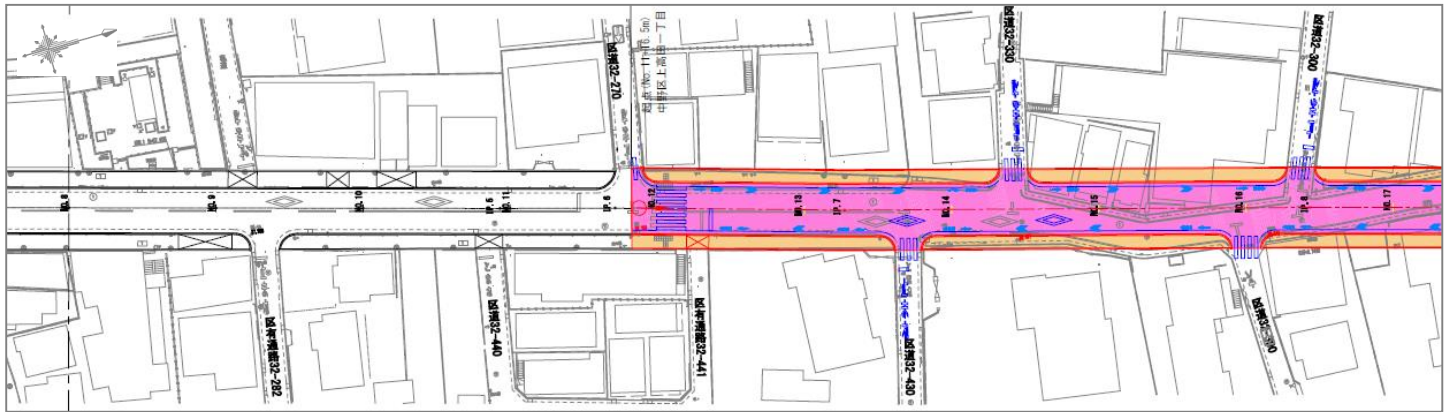
## 補助第 220 号線事業認可区間（Ⅱ期区間）の概要

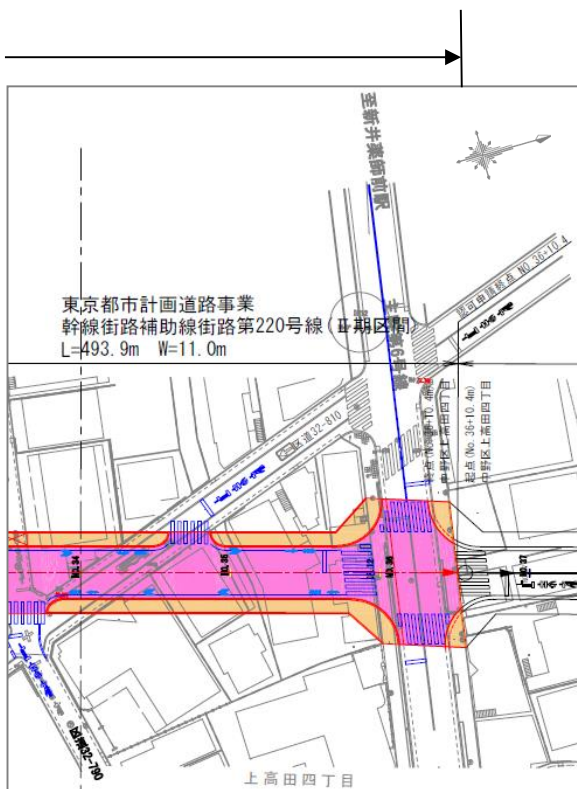
事業認可日	令和 7 年 2 月 20 日（東京都告示第 113 号）
施行者の名称	中野区
都市計画事業の種類および名称	東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 220 号線（Ⅱ期区間）
事業地	中野区上高田一丁目、上高田二丁目、上高田三丁目及び上高田四丁目 各地内 （事業区間 上高田二丁目 10 番地先～上高田四丁目 47 番地先） （早稲田通り北側～五中つつじ通り付近）
延長	493.9m
幅員および道路横断構成	11m（車線 3.0m、路肩 0.5m、歩道 2.0m、2 車線）
事業期間	令和 7 年 2 月 20 日～令和 14 年 3 月 31 日

### 設計概要図および標準断面イメージ図

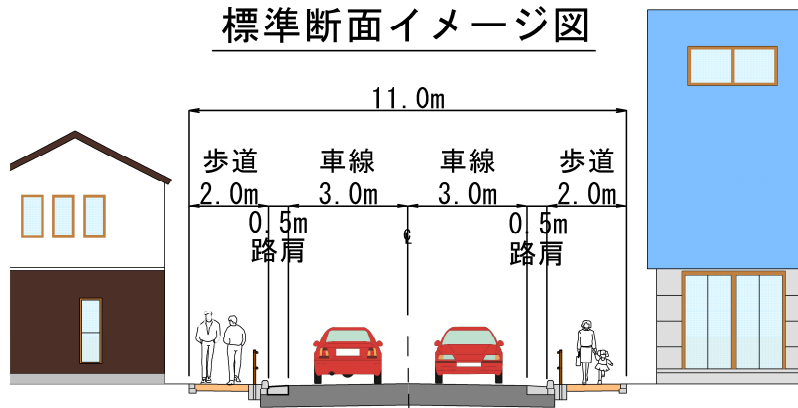
#### 設計概要図

都市計画道路補助第 220 号線 Ⅱ期区間  
延長 493.9m 幅員 11.0m





標準断面イメージ図



## 用地の取得・補償

公共事業を進める上で土地が必要な時、土地・建物等の買収・移転・除却等の必要が生じる場合があります。これに伴い土地等の権利者に補償することを用地補償といいます。補償項目は以下の通りです。

・土地売買代金

・物件移転等に対する補償金

- ①建物移転補償 ②工作物移転補償 ③立木補償 ④動産移転補償 ⑤仮住居補償  
⑥借家人補償 ⑦営業補償 ⑧家賃減収補償 ⑨移転雑費補償

補償とその対象者一覧 ●:補償の対象 ※ただし該当する損失が生じないと認められる時は補償できません。

居住状態 補償項目	自分の建物に居住 している場合	建物を賃貸借している場合	
		建物所有者	借家人・貸間人
建物移転補償	●	●	—
工作物移転補償	●	●	●
立木補償	●	●	●
動産移転補償	●	—	●
仮住居補償	●(仮住居が必要と認められるとき)	—	●(仮住居が必要と認められるとき)
借家人補償	—	—	●(仮住居補償されるとき以外)
営業補償	●(営業者に限る)	●	●(営業者に限る)
家賃減収補償	—	●	—
移転雑費補償	●	●	●

## 事業認可に伴う法令による制限等

### 都市計画法第 65 条 建築等の制限

事業地内では、この事業の施行の障害となるおそれのある「土地の形質の変更・建築物の建築・1つの重量が5トンを超える物件の設置・堆積」をしようとする場合、許可が必要となります。

### 都市計画法第 67 条 土地建物等の先買い

事業地内の土地建物等を有償で譲渡しようとする場合、「予定額」「相手方」「所有権以外の権利の種類及び内容とその権利者の住所氏名」の届け出が必要となります。届出から 30 日以内に施行者から買取の通知をした場合は、施行者との間で売買が成立します。

## お問い合わせ

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課

電話 03 - 3228 - 5405